

稲沢市都市緑化推進事業

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業として、市民や事業者が行う優良な緑化に対して補助金を交付します。 **問**都市整備課 ☎32-1372 ID1002320

注意事項 必ず施工前に申請し、年度内に完了してください
 ※事前相談が必要です。予算がなくなり次第、受付を終了します

緑の街並み推進事業

- 対**①市街化区域または市街化調整区域内の既存集落で行う事業
 ②民有地で、空き地、駐車場、建物の屋上や壁面に50㎡以上の緑化を行う事業
 (次の条件を1つ以上満たしていること)
 ・公開性がある(一般に開放されている、管理者の了承のもと見ることができると)など
 ・緑化面積が1,000㎡以上
 ・高中木の植栽の面積が、緑化面積の25%以上を占めている
 ③民有地で、延長15m以上の生け垣設置を行う事業(次の条件を全て満たしていること)
 ・生け垣の延長のうち、公道などの道路に対する接道延長が50%以上
 ・1m当たり2本以上植栽し、生け垣の高さが地面から90cm以上

補助金額

緑化(土壌改良、灌水設備など含む)、生け垣設置に使う費用の2分の1(1件当たりの上限額は500万円)
 ※補助金額が10万円未満の場合は対象外
 ※補助金額が基準額(右表)を超える場合、緑化面積または生け垣延長に基準額を乗じた額を交付

対象事業	補助金の基準額
屋上・壁面の緑化	1㎡当たり30,000円
空き地の緑化	1㎡当たり15,000円
駐車場の緑化	1㎡当たり20,000円
生け垣設置	延長1m当たり5,000円

市民参加緑づくり事業

- 対**公有地で、市民参加型の緑化活動や体験学習を行う事業(次の条件を全て満たしていること)
 ・参加者が延べ50人以上
 ・樹木などの費用が、補助の対象となる費用の2分の1以上
 ・営利目的ではなく、事業に継続性がある
 ・あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の趣旨に反しない事業

補助金額

事業実施に必要と認められる費用の全てを交付(1件当たりの上限額は300万円)
 ※補助金額が10万円未満の場合は対象外



コミュニティバスを利用してください

問地域協働課 ☎32-1146 ID1001271

コミュニティバスの運行を継続していくため、運行経費における利用者1人当たりの市負担額(下表)の基準値を1,500円とし、この基準値や利用状況を参考に運行路線の見直しを検討していきます。



●令和4年5月分

路線名	利用人数	バス運行経費における1人当たりの市負担額
稲沢中央線 アピタ稲沢店系統	8,066人	228円
祖父江・稲沢線 ふれあいの郷系統	1,036人	991円
祖父江・稲沢線 地泉院系統	1,178人	872円
下津・稲沢線	687人	1,478円
大里線	515人	2,011円
千代田・平和線	798人	1,324円

そぶえイチョウ黄葉まつり運営ボランティア募集

時11月19日(土)・20日(日)・23日(祝)・26日(土)・27日(日)、午前9時～午後3時

場祖父江ぎんなんパークほか

内来場者案内、イベント補助、会場内の清掃など

申9月30日(金)までに、電話(☎97-5800)または、住所、氏名、年齢、電話番号、参加希望日を記入の上、はがき(〒495-0002 稲沢市祖父江町山崎下柵486-1)、FAX(97-6324)でそぶえイチョウ黄葉まつり実行委員会(祖父江町商工会内)へ



募集

市営住宅入居者募集

ID1001239

募集戸数 西島団地(1)…4戸

対次の全てを満たす方

①市内在住・在勤②一緒に入居しようとする親族がいる③現に住宅に困っている④入居しようとする世帯全員の収入の総額が基準以下

申8月1日(月)～15日(月)に、申込書に記入の上、建築課(☎32-1418)へ(抽選。募集戸数に達しない場合は、9月1日(木)から先着で受け付け)

他西島団地(2)、堀田団地、矢合団地は常時募集

お知らせ

除草剤などは周囲に配慮して正しく使用を

ID1001985

除草剤などが飛散すると、人の健康や周辺の生活環境などに悪影響を及ぼす場合があります。散布の際は、風のない日を選ぶ、人通りが多い時間帯を避けるなど、周囲に迷惑がかからないように行ってください。

問農務課 ☎32-1352

消火栓は消防以外に使用しないでください

ID1006021

消火栓は、皆さんの生命・財産を守るため、災害時に備えて設置されているものです。

消防以外の使用や散水など個人的な目的では、決して使用しないでください。

他自主防災訓練などで使用する場合は、事前に水道工務課へ届け出が必要で

問水道工務課 ☎23-1709

下水道事業受益者負担金

ID1006349

公共下水道を供用開始した地域で受益者負担金を賦課します。対象区域の受益者(土地の所有者、またはその土地に権利を持っている方など)に、8月1日付けで「下水道事業受益者負担金納入通知書」を送付します。内容を確認の上、納期限までに納付してください。

対第15負担区、第16負担区、祖父江第1負担区、平和第1負担区、平和第2負担区

問下水道課 ☎21-4199